

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会



日時：令和7年2月12日（水）10時30分
場所：むつ市役所 第2会議室

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会
第2回宿泊衛生専門委員会 次第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 就任委員紹介

4. 報 告

- 報告第1号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市運営ガイドラインについて・・・ 1
- 報告第2号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポの開催準備経過について・・・・・・ 24
- 報告第3号 先催県視察概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

5. 議 事

- 議案第1号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項（案）・・・・・・ 39
- 議案第2号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポむつ市医療救護実施マニュアル（案）・・・・ 44
- 議案第3号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会救護所
設置計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 議案第4号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポむつ市防疫対策実施マニュアル（案）・・・・ 50
- 議案第5号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポむつ市食品衛生対策実施マニュアル（案）・・ 52
- 議案第6号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポむつ市環境衛生対策実施マニュアル（案）・・ 55

6. 閉 会

《参考資料》

- ①青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会会則・・・・・・・・ 57
- ②青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 62
- ③青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会専門委員会規程・・・・ 63
- ④青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会組織図・・・・・・・・ 65

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

むつ市運営ガイドライン



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会

目 次

はじめに	1
青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドラインの位置づけ	2
1 総務企画	
(1) 総合計画等の進行管理	3
(2) 懇談会等	3
(3) 識別用品	3
(4) 行幸啓・お成り	4
2 財務	
(1) 企業協賛	5
(2) 市内業者等の活用	5
3 広報	
(1) 広報活動	6
(2) 報告書等	6
4 市民運動	
(1) ボランティア	7
(2) 花いっぱい運動	7
(3) 手作り応援のぼり旗	7
(4) 学校観戦	8
(5) 生涯スポーツ	8
(6) 環境美化	8
5 観光・おもてなし	
(1) 歓迎装飾	9
(2) 案内所	9
(3) 休憩所	9
(4) 売店	10
(5) おもてなし	10
6 競技	
(1) 競技役員の編成	11
(2) 競技用具の整備	11
(3) 競技記録	12
(4) デモンストラーションスポーツ	12

7	式典	
(1)	開始式、表彰式等	13
(2)	炬火イベント	13
8	施設	
(1)	施設整備	14
9	宿泊	
(1)	配宿	15
(2)	弁当	15
10	医事・衛生	
(1)	医療救護	16
(2)	防疫	16
(3)	食品衛生	16
(4)	環境衛生	17
11	輸送交通	
(1)	輸送	18
(2)	交通	19
12	警備・消防防災	
(1)	警備	20
(2)	消防防災	20

はじめに

2026年の「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（第80回国民スポーツ大会）」は、1977年（昭和52年）のあすなろ国体以来、青森県では49年ぶり2度目の開催となります。

これまで国体（国スポ）は、国民の健康増進と体力の向上、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与してきましたが、1946年（昭和21年）の第1回の開催から長年が経過し、社会環境や経済情勢が変化する中で、施設整備や大会運営など、財政的、人的負担の増大という問題が生じています。

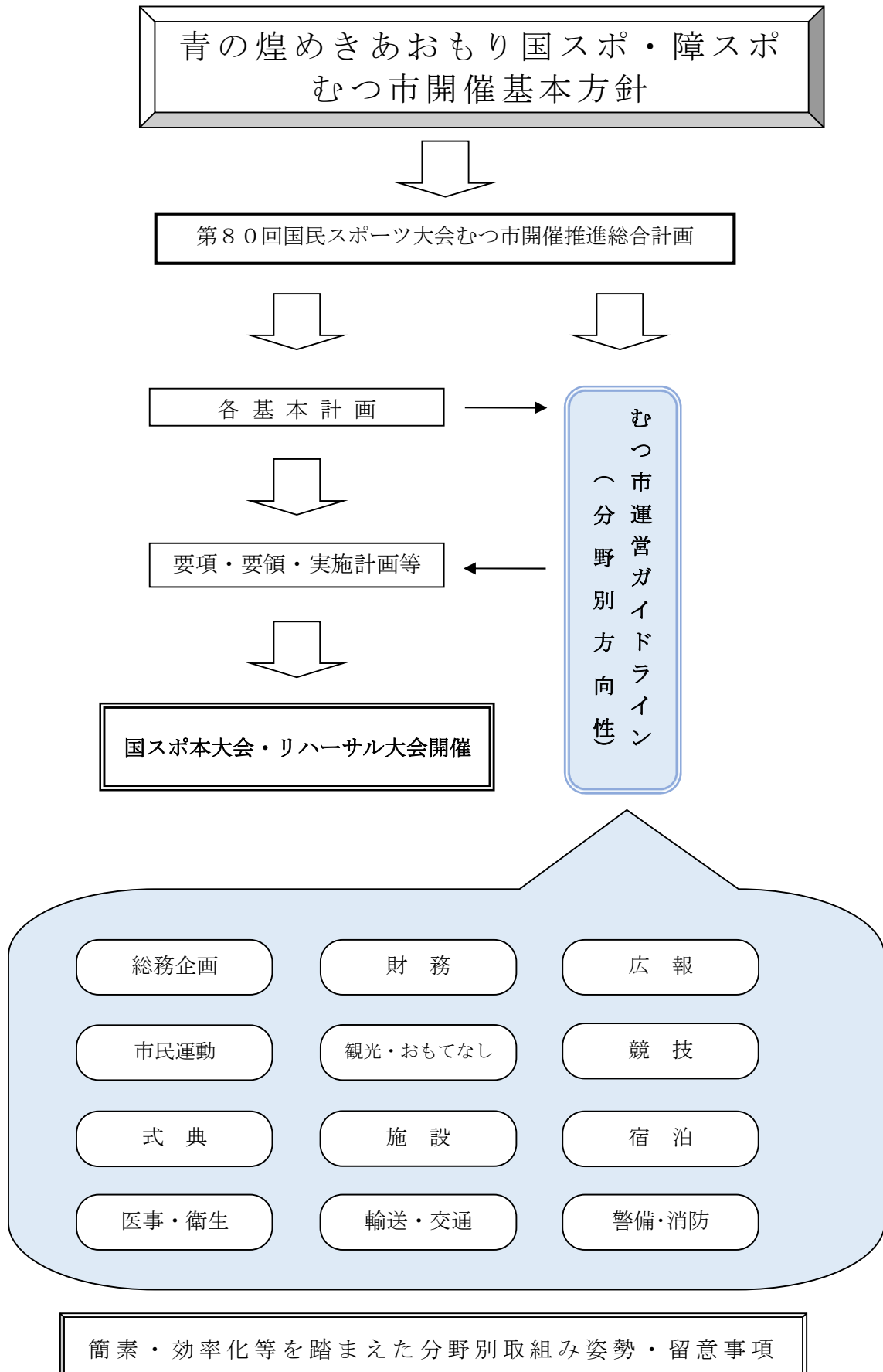
このような状況を踏まえ、公益財団法人日本体育協会（日本スポーツ協会）において、2003年（平成15年）に「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」が策定され、大会の充実化・活性化と大会運営の簡素化・効率化に向けた改革が進められてきました。

また、2013年（平成25年）には、「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」が策定され、これからの国体は「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指すとされました。

このような中、本市は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）において、「感動の創出と地域へのスポーツの定着」、「積極的な市民参加による地域の活性化」、「むつ市の魅力を全国に発信する大会」を実施目標に掲げ、「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現を目指し、市民総参加により、一人ひとりの英知を結集し、むつ市らしさを活かした大会として開催することとしております。

このたび、国民スポーツ大会・リハーサル大会を開催するにあたり、開催準備及び大会運営が円滑かつ効率的に推進されるよう、これまで定められた開催基本方針、第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画等に基づき、簡素・効率化等を踏まえた各分野での取組み姿勢や留意事項を示した「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドライン」を作成し、開催・運営の具体的な指針とするものです。

◎青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドラインの位置づけ



1 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国民スポーツ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツを通じて未来のまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 総合計画等の進行管理

【実施方針】

開催基本方針に基づき策定された開催推進総合計画等の適切な進行管理に努める。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 開催推進総合計画及び年次計画等について、必要に応じ見直しを行い、その適切な運用を図る。
-------	-------------	---

(2) 懇談会等

【実施方針】

市実行委員会主催・共催の懇談会等を行わない。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 競技団体主催の懇談会等に招待された場合は、会費対応とする。
-------	-------------	---------------------------------

(3) 識別用品

【実施方針】

競技会運営、競技運営上の識別や業務遂行上のため整備する競技役員等の ADカード (Accreditation Card : 入場許可証) 等の識別用品は、必要最小限の整備とする。

留意事項等	リハ大会	○ ADカード等の識別用品は、可能な限り全競技共通のデザインとするとともに、一括発注とし、経費の削減に努める。 ○ 競技間での再使用や本大会での継続使用を考慮し、整備する。
	本大会	○ ADカード等の識別用品は、可能な限り全競技共通のデザインとするとともに、一括発注とし、経費の削減に努める。 ○ 競技団体においてユニフォームを整備する場合は、これを識別用品とみなして積極的に活用する。

(4) 行幸啓・お成り

【実施方針】 県、県警及び競技団体等と緊密に連携し、対応する。		
留意事項等	リハ大会	○ 行幸啓・お成りは行われないので、対応なし。
	本大会	○ 県、県警及び競技団体等との十分な協議・調整のもと、警備に万全を期して対応する。 ○ 御席（ロイヤルボックス）や御休所等については、適切な整備に努める。

2 財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも、創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 企業協賛

【実施方針】

市内の企業、団体等の参画による大会を推進するため、広く企業、団体等に物品等の協賛を呼びかける。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 企業、団体等からの物品等については、大会の運営等に要するものを積極的に受け入れる。
-------	-------------	---

(2) 市内業者等の活用

【実施方針】

国スポ開催に対する地域経済の活性化及び市内業者の資質向上・健全な発展を図る観点から、可能な限り市内業者への発注に努める。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 物品購入及び業務委託等については、可能な限り市内業者への発注に努める。
-------	-------------	---------------------------------------

3 広報

国民スポーツ大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 広報活動

【実施方針】

国スポ開催に対する市民の理解を深め、参加意欲を高めるとともに、歴史・文化・自然・食など本市の魅力を全国に発信するため様々な媒体を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を行う。

留意事項等	リハ大会	○ 大会愛称やマスコットキャラクターを活用するなかで、広報誌など各種印刷物やホームページ、SNSなどインターネットによる効果的な情報発信を行う。
	本大会	○ 主催イベントの実施のほか、県や既存の各種イベントと連携し、効率的で効果的な広報活動を行う。 ○ 横断幕などの屋外広告物や啓発グッズの配付等により、大会への関心を高める。

(2) 報告書等

【実施方針】

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。
また、国スポの開催状況等を映像として残す。

留意事項等	リハ大会	○ 大会報告書は作成しない。ただし、リハーサル大会の結果や改善点の記録を残し、本大会に活用する。
	本大会	○ 大会報告書は、内容・配付先を検討し、必要最小限の作成とする。 ○ 独立した記録写真集は作成せず、大会報告書への掲載をもって代えるなど、簡素・効率化に努める。

4 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) ボランティア

【実施方針】

市民一人ひとりが、全国から来場する大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしで歓迎するとともに、喜びと感動を共有するため、大会の運営及び広報に携わるボランティアを募集する。

留意事項等	リハ大会	○ 基本的には募集しないが、大会規模等を踏まえ、必要となる競技においては、募集し、配置することがある。
	本大会	○ 来場する方々を温かくお迎えするとともに、円滑な大会運営を図るため、広く募集し、研修会を実施する。

(2) 花いっぱい運動

【実施方針】

おもてなしの心を育むとともに、大会参加者等を歓迎するため、学校、市民等に花の生育に協力をいただき、開花した花で競技会場等を装飾する。

花いっぱい運動の実施にあたっては、大会終了後も市民によって継続されるよう努める。

留意事項等	リハ大会	○ 本大会の開催時期を踏まえ、栽培を依頼する花を検討し、関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ 競技会場のほか、大会参加者等が多数利用する主要駅等を装飾する。

(3) 手作り応援のぼり旗

【実施方針】

全国から訪れる選手・監督等を応援し、歓迎するため、市内小中学校の協力のもと、応援メッセージ等を描いた手作り応援のぼり旗を作製し、設置する。

留意事項等	リハ大会	○ 競技会場のスペースや大会規模等を勘案し、作成を依頼する関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ リハ大会の会場状況を踏まえ必要数を作製し、競技会場をはじめ、主要駅等効果的な場所に設置する。

(4) 学校観戦

<p>【実施方針】 児童・生徒による選手等の応援を通して大会を盛り上げるとともに、児童・生徒のスポーツの関心を高め、更なるスポーツの普及、振興を図るため、学校観戦を実施する。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 小・中学校に大会を周知し、児童・生徒の観戦を促す。
	本大会	○ 学校行事等に配慮しつつ、小・中学校による学校観戦を実施する。 ○ 学校観戦にあたっては、観客席を確保するとともに、効率的な輸送を行う。

(5) 生涯スポーツ

<p>【実施方針】 市民が大会を契機にスポーツに関わる機会や、スポーツへの興味・関心を一層高め、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに接することができる環境づくりに努める。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 開催競技の体験教室や各種スポーツイベントなどの催し物に、積極的に参加し、楽しさを見つけ、伝える。
	本大会	○ デモンストレーションスポーツに親しみ、参加者と交流の輪を広げる。

(6) 環境美化

<p>【実施方針】 大会参加者等がクリーンで快適に過ごせる環境を整えるため、清掃美化活動を実施する。また、各競技会場などで、ごみの分別の徹底やリサイクルの推進を図る。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 関係機関・団体等と連携し、大会の開催前に競技会場等の清掃美化活動を実施する。 ○ 大会期間中の競技会場の清掃については、競技会係員、競技会補助員等を中心に実施する。
	本大会	○ 競技会場等におけるごみ箱については、ごみの分別の徹底が図られるよう工夫する。

5 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 歓迎装飾

【実施方針】		
大会参加者等を歓迎するとともに、国スポの開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅等に歓迎装飾を行う。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技会場のスペースや大会規模等を勘案して、会場を選定し実施する。
	本大会	○ 景観等にも配慮し、華美・過大な装飾は行わない。 ○ 練習会場については必要に応じて装飾を行う。

(2) 案内所

【実施方針】		
大会参加者等へ競技会場や輸送交通、観光情報等の案内を行うため、競技会場、主要駅等に案内所を設置する。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技会場に受付を兼ねた案内所を設置し、必要に応じて主要駅等への設置を検討する。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。
	本大会	○ 競技会場や主要駅等に案内所を設置する。 ○ 案内、誘導、介助等を行うボランティア等を配置するとともに、必要に応じて手話等に対応できる者を配置する。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。

(3) 休憩所

【実施方針】		
大会参加者等が憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置し、ドリンク提供などのサービスを行う。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技会場の状況等を踏まえ、必要と認められる場合に休憩所を設置する。
	本大会	○ 競技会場に休憩所を設置する。 ○ ドリンクの無料提供にあたっては、ボランティアを活用する。 ○ 企業や各種団体の協賛により飲食物の提供が受けられる場合は、積極的に受け入れて提供する。 ○ 飲食物の提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期して対応する。

(4) 売店

【実施方針】		
大会参加者等の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介し、販売を促進するため、競技会場に売店を設置する。設置には、原則として出店者から設置負担金を徴収する。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技団体等の意向を踏まえ、必要に応じて競技会場に競技団体及び企業等の協力を得て売店を設置する。
	本大会	○ 競技団体等の意向を踏まえ、競技会場に競技団体及び企業等の協力を得て売店を設置する。

(5) おもてなし

【実施方針】		
関係機関・団体等の協力を得て接客意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、おもてなしを提供する。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接客意識の高揚を推進するため、競技会係員やボランティア等に必要研修を行う。 ○ 市民団体等の協力が得られる場合において、競技会場のスペースや大会規模を勘案し、本市の魅力ある食を無料提供する。提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期する。 ○ 競技会場において観光パンフレットの配布等を行う。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接客意識の高揚を推進するため、競技会係員やボランティア等に必要研修を行う。 ○ 競技会場で本市の魅力ある食を無料提供する。提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期する。 ○ 競技会場において観光パンフレットの配布等を行う。

6 競技

県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 競技役員の編成

【実施方針】		
競技役員等の編成については、県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技運営に必要な最小限の人数とする。 ○ 可能な限り県内の競技役員で編成することとし、中央競技役員（中央競技団体からの派遣）、近県競技役員は、必要最小限となるよう調整する。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内競技役員は原則として日帰りとする。ただし、地理的条件や業務内容等を考慮し宿泊が必要と判断される場合は、必要最小限の人数となるよう調整する。

(2) 競技用具の整備

【実施方針】		
競技用具の整備については、現有する競技用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の競技用具を最大限活用し、不足する場合は借用又は購入により対応する。なお、先催市が使用した競技用具を引き継ぎ、再使用することも考慮する。 ○ 競技用備品を購入する場合は、本大会及びそれ以後の利活用を考慮する。 ○ 競技用消耗品は、本大会での再使用を考慮する。 ○ 各リハ大会で共通して使用できる競技用具は、効率的な利活用を考慮する。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の競技用具を最大限活用し、不足する場合は借用又は購入により対応する。なお、先催市が使用した競技用具を引き継ぎ、再使用することも考慮する。 ○ 競技用備品を購入する場合は、本大会後の利活用を考慮する。 ○ 各競技で共通して使用できる競技用具は、効率的な利活用を考慮する。

(3) 競技記録

【実施方針】		
競技記録の収集及び速報については、県、競技団体、関係機関等と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技団体と緊密な連携のもと、本大会を見据えたうえで、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。
	本大会	○ 競技団体、県の記録本部と緊密な連携のもと、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。

(4) デモンストレーションスポーツ

【実施方針】		
市民の興味が高まるよう、事前の広報を計画的に推進するとともに、国スポ後も地域のスポーツとして根付くよう普及振興を図る。		
留意事項等	リハ大会	○実施しない。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会参加者は、原則県内在住者とし、気軽に参加して、交流を深めることができるようにする。 ○ 大会後も地域のスポーツとして根付くように、競技団体等と連携を図りながら実施する。 ○ 運営は簡素・効率化に努めるとともに、過剰な装飾は行わない。 ○ 既存施設を活用して開催することとし、施設整備は行わない。

7 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 開始式、表彰式等

【実施方針】		
<p>競技団体との協議により、競技ごとの開会式を実施することとなる場合は、選手等の負担とならないよう配慮し、競技そのものの運営に支障がないよう簡素化に努める。</p> <p>表彰式は、選手の健闘を心から讃える式典となるよう、競技団体及び関係団体等と協力して実施する。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施する。
	本大会	<p>○ 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。</p> <p>○ 表彰式は、入賞者が参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。</p> <p>○ 式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。</p>

(2) 炬火イベント

【実施方針】		
<p>大会の開催機運を高めるため、本市の特色を生かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施する。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 実施しない。
	本大会	○ 炬火イベントは、県の計画に準拠し、広く市民の参加が得られよう実施する。

8 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、国スポ開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 施設整備

【実施方針】

可能な限り既存施設の有効活用を図るとともに、国スポ開催後の市民利用にも配慮し、競技運営に支障のないよう整備を行う。

留意事項等	リハ大会	○ 競技施設については、中央競技団体正規視察の結果をもとに、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を踏まえながら、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設を活用し、仮設等での対応を含め、必要最小限の整備を行う。
	本大会	○ 練習会場については、必要最小限で設置し、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設を活用する。
		○ 競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、必要な整備を行う。

9 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 配宿

【実施方針】

選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

留意事項等	リハ大会	○ 実施しない。
	本大会	○ 競技団体の意向及び要望を踏まえ、合同配宿本部（県実行委員会と会場地市町村実行委員会が合同で設置）において効率的に行う。

(2) 弁当

【実施方針】

大会参加者の衛生面や栄養バランスを配慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かな昼食弁当を提供する。

留意事項等	リハ大会	○ 弁当の調達は競技団体と協議し、必要に応じて、市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。
	本大会	○ 弁当の申込み受付については、関係事業者を活用し、効率的に行う。 ○ 弁当の調達は市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。

10 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 医療救護

【実施方針】

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、万全な医療救護体制を整える。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 競技会場に救護所を設置し、必要に応じ医療従事者を配置することで、応急処置を行うほか、医療機関に移送する。
-------	-------------	--

(2) 防疫

【実施方針】

大会参加者等の感染症の発生の予防及びまん延の防止をするため、関係機関・団体等の協力を得て体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 感染症対策として、関係機関・団体等の協力を得て、感染症発生予防のための注意喚起を図り、予防に向けた取り組みを奨励する。 ○ 大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。
-------	-------------	--

(3) 食品衛生

【実施方針】

大会参加者等の食中毒発生の予防に努め、食品衛生に対する意識の向上を図り、関係機関・団体等の協力を得て、飲食物の安全対策に努める。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 宿舎及び食品取扱施設等については、食中毒予防を重点とした、食品の衛生的取扱い、従事者の健康管理等を励行する。 ○ 大会参加者等に食中毒が発生したときは、関係機関と連携した迅速な対応を図るとともに、法律等に基づき必要な措置を講じる。
-------	-------------	--

(4) 環境衛生

【実施方針】

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、会場、宿舎等の衛生対策、廃棄物の適切な処理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

留意事項等	リハ大会	○ 関係機関、関係団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図るほか、会場、宿舎、その周辺の清掃を積極的に行うとともに、ごみの適切な処理等に向けた啓発等、環境美化の推進に努める。
	本大会	○ 競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置し、指定喫煙所以外での喫煙防止対策等に努める。

1 1 輸送交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 輸送

【実施方針】		
<p>ア 輸送原則 大会参加者及び一般観覧者の輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。</p> <p>イ 計画輸送 競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。</p> <p>ウ 競技共催市間の輸送 他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ別に定める。</p>		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会参加者及び一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関での対応とする。 ○ 競技の特殊性並びに競技会場・練習会場及び宿泊施設間の公共交通機関の運行状況を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会参加者の輸送は、公共交通機関の利用を原則とするが、必要に応じて計画輸送を行う。 ○ 計画輸送を行うにあたり、バス輸送より安価で効率的な場合は、タクシー等の活用も検討する。 ○ 一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関の利用とするが、競技会場への交通アクセスの状況から必要と認めるときは、シャトルバスの運行を検討する。

(2) 交通

<p>【実施方針】</p> <p>ア 交通対策 大会参加者の関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、むつ警察署他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。また、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて交通整理員を配置する。</p> <p>イ 駐車場対策 競技会場及び練習会場における駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置する。</p> <p>ウ 環境への配慮 環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関の積極的な利用、車両の乗り合い等を推進する。</p>		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場等の状況に応じ、整理誘導のため適切な人員配置を行う。 ○ 大会参加者関係車両の駐車場は、運営上必要と認められるものに限定する。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各競技会の円滑な運営及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要に応じて適切な規制を行う。 ○ 駐車場等の状況に応じ、整理誘導のため適切な人員配置を行う。 ○ 大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般観覧者には、自家用車での来場自粛を呼びかけ、駐車場の利用を最小限にとどめる。

12 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 警備

【実施方針】		
警察その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事件・事故等の防止のため、警察その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた適切な警備を行う。 ○ 競技会場の状況に応じて、必要があれば夜間警備を行う。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察その他関係機関等と連携を図り万全な警備体制づくりに努め、各会場における事件・事故等の防止に努める。 ○ 非常時及び災害発生時における円滑な避難・誘導を行う。 ○ 突発的な重大事案の発生時には、本市危機対策本部と連携し、対応する。 ○ 競技会場の状況に応じて、必要があれば夜間警備を行う。

(2) 消防防災

【実施方針】		
消防その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等における、火災、その他の災害の予防並びに災害等の発生時における情報伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する諸対策を講じる。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた消防防災体制とする。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防その他関係機関等と連携を図り、消防防災体制の充実に努め、危機管理を行う。 ○ 大規模災害発生時には、本市災害対策本部と連携し、対応する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 度	月	内 容
平成25年度	6	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を青森県、青森県議会及び青森県教育委員会に提出
平成26年度	6～	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(平成27年7月までに全6回開催)
平成27年度	9	青森県知事が青森県議会(平成27年9月議会)の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11	青森県知事、青森県教育長、青森県体育協会会長が、文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	1	(公財)日本体育協会理事会において開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
平成28年度	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会を開催 開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成29年度	4	会場地市町村第一次選定 【バスケットボール(成年女子)、フェンシング】
	5	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会を開催
	1	会場地市町村第二次選定 【ボート、セーリング】 青森県準備委員会においてデモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定
平成30年度	7	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催
	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
	10	「福井しあわせ元気国体2018」視察
	12	デモンストレーションスポーツ会場地市町村第一次選定 【フライングディスク】

年 度	月	内 容
令和元年度	6～ 1	中央競技団体正規視察（4競技） 【セーリング(6月)】 【フェンシング(8月)】 【ボート(10月)】 【バスケットボール(1月)】
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
令和2年度	6	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催 (書面決議)
	9	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定 これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和3年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催 (書面決議)
令和4年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会を開催 (書面決議)
	10	「いちご一会とちぎ国体」視察
	1	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会設立総会・第1回総会を開催（R5.1.30）
令和5年度	5	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会を開催（R5.5.19）
	7	日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の令和8年青森県開催正式決定（R5.7.20）
	8	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会を開催 (R5.8.31)
	9	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第1回総会を開催 (R5.9.13)
	10	「燃ゆる感動かごしま国体」視察

年 度	月	内 容
令和5年度	12	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿児島市、いちき串木野市、垂水市）出席 「SAGA2024国スポ障スポ」リハーサル大会フェンシング競技視察（佐賀市）
	1	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿屋市）出席
	2	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会開催 「第1回宿泊衛生専門委員会（R6.2.6）」 「第1回総務企画専門委員会（R6.2.6）」 「第1回輸送交通専門委員会（R6.2.8）」 「第1回競技式典専門委員会（R6.2.8）」
令和6年度	5	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第1回常任委員会を開催（R6.5.21） 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第2回総会を開催（R6.5.21）
	7	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回総会（R6.7.29）
	8	「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会ローリング競技視察
	9	「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会セーリング競技視察
	10	「SAGA2024国スポ」視察調査（佐賀市、唐津市）
	11	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部設置（R7.11.29）
	12	「SAGA2024国スポ」事業概要説明会出席（佐賀市、唐津市） 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会フェンシング競技視察 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会ホームページ開設（R6.12.27）
	1	「国スポ開催624（むつし）前記念イベント」開催（R7.1.24）

先催県視察概要

1. 滋賀県リハーサル大会視察

(1) ローイング

大会名 第70回中日旗争奪びわ湖レガッタ

会期 令和6年8月24日～25日

場所 関西みらいローイングセンター



(2) セーリング

大会名 高松宮妃記念杯第70回全日本実業団ヨット選手権大会・第24回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会・2024年全日本セーリング選手権大会

会期 令和6年9月14日～16日

場所 滋賀県柳が崎ヨットハーバー、大津市柳が崎特設セーリング会場





(3)フェンシング

大会名 第77回全日本フェンシング選手権大会

会期 令和6年12月20日～22日

場所 ウカルちゃんアリーナ



2. SAGA2024国スポ視察

(1)視察先

競技	競技会会期	開催市	会場
ローイング	9月14日(土)～17日(火)	佐賀市	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場
セーリング	9月28日(土)～10月1日(火)	唐津市	佐賀県ヨットハーバー
フェンシング	10月7日(月)～10日(木)	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ
バスケットボール	10月10日(木)～14日(月)	唐津市	相知天徳の丘運動公園社会体育館 唐津市文化体育館 佐賀県立唐津工業高等学校体育館 唐津市鎮西スポーツセンター体育館

(2)視察内容

①総務企画関係

歓迎装飾

・フォトパネル(ローイング)



・フォトパネル(セーリング)



・モニュメント(フェンシング)



・一般入場ゲート(バスケットボール)



識別用品

・ハット&Tシャツ(ローイング)



・報道員ベスト(フェンシング)



・ADカード(バスケットボール)



・パーカータイプ(ローイング)



おもてなし

・ふるまいコーナー(セーリング)



・無料ドリンクコーナー(フェンシング)



・売店(ローイング)



・キッチンカー(フェンシング)



啓発物品・応援グッズ

・はりせん(セーリング)



・うちわ、観戦ガイドブック(唐津市)



・スティックバルーン(バスケットボール)



・応援うちわ(フェンシング)



学校観戦

・セーリング



・フェンシング



・ローイング



・バスケットボール



②宿泊衛生関係

弁当

・唐津市幹旋弁当



・佐賀市幹旋弁当



救護

・救護室(フェンシング)



・救護室(バスケットボール)



・救護室(セーリング)



・医療従事者(ローイング)



③輸送交通関係

交通看板

・お知らせ看板(セーリング)



・会場案内看板(セーリング)



シャトルバス

・シャトルバス乗降場(バスケットボール)



・シャトルバス乗降場(フェンシング)



・乗り場案内(セーリング、ローイング)



福祉タクシー

・ローイング



④動員関係

競技会係員

・環境美化係(セーリング)



・式典表彰係(ローイング)



競技会補助員

・式典補助員(セーリング)



・決勝入場(フェンシング)



ボランティア

・受付(セーリング)



・無料ドリンクコーナー(バスケットボール)



自衛隊

・救助係(セーリング)



・救助係(ローイング)



⑤競技式典関係

ローイング

・リギング場・桟橋



・発艇台



・エルゴメーターテント



・アイスバス



・夜間艇整備



・観覧席



・荒天による緊急代表者会議



・表彰式



セーリング

・ディングーバース



・開始式



・出艇



・チャイルドルーム



・スロープ



・競技運営棟



・休憩所大型モニター



・実況中継室



フェンシング

・試合会場



・監督会議



・用具メンテナンス所



・組合せ表



・お成り



・練習会場



・審判器、モニター



・表彰式



バスケットボール

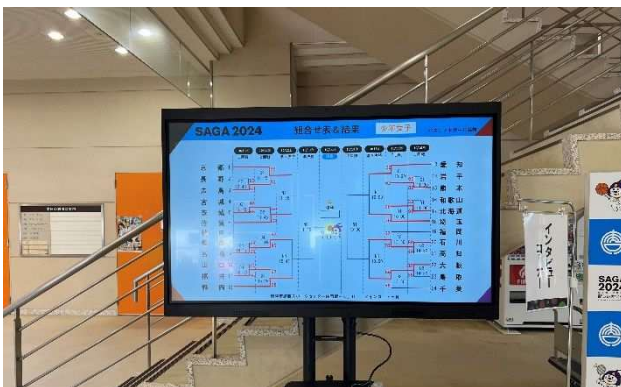
・コート(2面時)



・コート(1面時)



・記録速報



・仮設通路



・ロイヤルボックス



・TO席、SS席、放送席



・インタビューコーナー



・表彰式



青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項」に基づき、むつ市で開催する青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）及び国スポ競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 調達対象及び調達期間

- (1) 本大会における弁当の調達は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) リハーサル大会における弁当の調達は、役員等を対象とする。
- (3) 弁当調達期間は、競技開催期間（公式練習日、開催準備期間等を含む。）とする。

4 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 弁当調製施設については、市実行委員会が別に定める基準及び次に掲げる事項を満たす施設を選定する。
 - ア 弁当調製能力（1日当たりの弁当調製数及び配送可能範囲）が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
 - イ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
 - ウ 競技会の運営に合わせた受注ができること。
- (2) 本大会の弁当調製施設については、青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項についても満たす施設を選定する。
 - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP（原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法）に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
 - イ 競技会の運営に合わせた搬入ができること。
- (3) 市実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定書（様式第1号）をもって当該施設にその旨を通知する。
- (4) 市実行委員会は、本大会における弁当調製施設を選定した際は、県実行委員会へ、その定める様式により報告する。

- (5) 市実行委員会は、前号の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、県実行委員会の定める様式により速やかに県実行委員会へ報告する。

5 弁当調製施設の取消

- (1) 市実行委員会は、選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
- ア 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めての停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当調整を第三者に委託したとき。
 - エ その他市実行委員会が不相当と認めたとき。
- (2) 市実行委員会は、前項の規定により選定した弁当調製施設の選定を取り消すときは、当該施設へ青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定取消書（様式第2号）を交付する。
- (3) 市実行委員会は、本大会における弁当調整施設の選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 幹旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（市実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、次のとおりとする。
- ア 幹旋弁当の対象者は、選手・監督、視察員及び報道員等とする。
 - イ 支給弁当の対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員等とする。
- (2) 幹旋弁当及び支給弁当の料金は、飲料を含めて1,100円以内（税込）とする。

7 弁当の献立

市実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たり、市実行委員会が別に定める献立の作成方針に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりに配慮する。なお、本大会においては、青森県産及びむつ市産の食材の活用等にも配慮するものとする。

8 弁当の調製

弁当調製施設は、弁当の調製に当たり、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 調製、包装等にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、弁当調製能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
- ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名

- キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他市実行委員会が指示する表示

9 弁当の発注及び運搬

- (1) 調達する弁当は、市実行委員会が数量をとりまとめの上、選定した弁当調製施設に対し発注する。なお、発注にあたり当該施設の調製能力を超えないよう留意する。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 受注した弁当調製施設は、市実行委員会が指定する時刻及び場所に配達する。なお、運搬にあたっては、冷蔵車等を使用する。
- (4) 弁当調製施設は、市実行委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うものとする。

10 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

市実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、保健所の指導に基づき、適正な管理のもと衛生上の安全を確保し、弁当の引き換えが行われるようにする。

11 弁当代金の精算

弁当を配達した弁当調製施設は、大会終了後、市実行委員会が定める方法により代金を精算する。

12 弁当調達業務の委託

市実行委員会は、この要項に定める業務の全部または一部を委託できるものとする。

13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会、弁当調製施設、県保健衛生課等と協議の上、別に定める。
- (2) 市実行委員会は、本要項第8項第2号及び第10項について、必要に応じて事前に県保健衛生課又は保健所へ相談し、衛生上の安全を確保する。

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長



青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定書

弁当調製施設について、青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項第4項第3号の規定により、次のとおり選定します。

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長



青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定取消書

青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項第5項の規定により、次の事由（理由）により弁当調製施設の選定を取り消します。

選定取消事由 (理由)	<input type="checkbox"/> 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に従わなかったため <input type="checkbox"/> 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めての停止処分を受けたため <input type="checkbox"/> 弁当調整を第三者に委託したため <input type="checkbox"/> その他、市実行委員会が不適当と認めたため ()
----------------	---

青の煌めきあおもり国スポむつ市医療救護実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医療救護要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）におけるむつ市開催競技の医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 救護所の設置

(1) 設置場所

ア 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。

ウ 救護所の場所を明示するための看板等を設置する。

(2) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。ただし、必要に応じて変更することができる。

イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて変更することができる。

3 救護所における医療救護

(1) 救護所では、傷病者に対する応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）に所定の事項を記載する。

(2) 傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

(3) 救護所に配置された競技会係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部事務局（以下「実施本部事務局」という。）へ報告する。

また、医療機関に移送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

4 練習会場における医療救護

(1) 練習会場には、競技役員又は競技会係員を配置する。

(2) 練習会場には、必要に応じて医薬品等を配備する。

(3) 練習会場において、傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎において、国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に報告するよう宿舎提供者に対し周知

する。

また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

(2) 宿舎提供者は、傷病者が医療機関に移送された場合、実行委員会に次の事項を報告する。

ア 宿舎名

イ 傷病者の所属（都道府県、団体等）及び傷病者氏名

ウ 競技名、種目、種別及び参加区分

エ 移送した医療機関

オ 事故又は傷病の発生時間及び発生原因

カ 競技参加への支障の有無

キ 付添者の氏名及び連絡先

6 本市主催の国スポ関連イベントにおける医療救護

本市主催の国スポ関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 医療費の負担

競技会場及び練習会場での応急処置に係る費用は、実行委員会が負担する。

8 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師、救急隊員等は、相互に連絡調整を図り、取扱傷病者一覧表（様式第2号）に所定の事項を記載し、処置記録兼診療依頼書を添付して、当日業務終了後速やかに実施本部事務局に提出する。

9 その他

(1) 本市で開催する青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会における医療救護対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

(2) このマニュアルに定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		診療依頼書 発行番号	No.
発症場所		発行日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
傷病者 情報	ふりがな 氏名	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他()
	生年月日 他	競技/会場	競技名() 会場名()
	住所	都道府県名()	宿舎の名称
	連絡先	(TEL - -)	付添者 (TEL - -)
保険証所持の有無		有 ・ 無	
応急 手 当 の 内 容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、 捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫創、切創、裂創、歯牙の外傷、 その他 ()		
	2 受傷部位 ()		
	3 発症(事故)の原因 ()		
	4 現病歴 ()		
	5 既往歴 ()		
	6 処置内容(処置時間： 時 分) ()		
	7 使用医薬品等 ()		
	8 備考 ()		
	9 バイタルサイン 体温(°C)、 血圧(/ mmHg)、脈拍(/回)		
9 搬送 (有 ・ 無) 救護所医師等氏名： _____			

移送先医療機関 担当医 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の開催する大会において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会 長

本書の管理取扱いについては、以下の条件のもとに承諾します。

1. 個人情報保護に万全を期すこと
2. 次に掲げること以外には使用しないこと
「本書記載内容の処置に係る実行委員会と医療機関との情報共有」「国スポ・障スポの統計資料への利用」
「保健所等による感染症や食中毒等の調査への利用」

傷病者同意欄 (署名) _____

搬送先医療機関診療結果報告書

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号
-------	-----------

宛 先 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局

医療救護担当者あて FAX番号 0175-22-5825

下記診療内容欄等に記入後、この用紙を、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局まで当日中にFAXでご送付いただきますようお願いいたします。

診 療 内 容	1 傷病名 〔 〕	
	2 治療内容・使用医薬品 〔 〕	
	3 その他 〔 〕	
	診療医師名	
発 信 者 名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

※ ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

TEL 0175-22-1111

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局

(むつ市役所 市民生活部 国スポ・障スポ推進課内)

取扱傷病者一覧表

競技名 _____

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ()

会場名 _____

区 分	取扱傷病者数						医療機関移送者の数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害												
感冒												
貧血												
頭痛												
熱中症												
疲労												
眼症												
耳症												
打撲												
捻挫												
骨折												
脱臼												
筋腱断裂												
(挫・切・裂)創												
歯牙の外傷												
その他												
合 計												

青の^{まはら}煙めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会救護所設置計画（案）

競技名	会場名	日付	医師数	看護師・ 保健師数	救護所 設置数	備考
ローイング	むつ市大湊特設 ローイング場	2025年6月19日	—	2	1	公式練習日 1日目
		2025年6月20日	—	2		公式練習日 2日目
		2025年6月21日	—	2		競技1日目
		2025年6月22日	—	2		競技2日目
セーリング	大平マリーナ	2025年9月12日	—	2	1	公式練習日
		2025年9月13日	—	2		競技1日目
		2025年9月14日	—	2		競技2日目
		2025年9月15日	—	2		競技3日目
フェンシング	むつマエダア リーナ	2025年11月21日	—	2	1	競技1日目
		2025年11月22日	—	2		競技2日目
		2025年11月23日	—	2		競技3日目
合計			0	22	3	

青の煌めきあおもり国スポむつ市防疫対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市防疫対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技（以下「国スポ」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

(イ) 国スポの期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

イ 活動の内容

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、保健所と連携し、次により広報活動を実施する。

(ア) 実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示

(イ) 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用したPR

(ウ) 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 衛生備品の配置

実行委員会は、国スポの期間中（公式練習日等も含む。以下この項において同じ。）における競技会場（練習会場含む）の出入口、手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生備品を配備する。

(3) 感染症発生時の措置

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に感染症発生（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所の指導及び助言を遵守し、まん延の防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

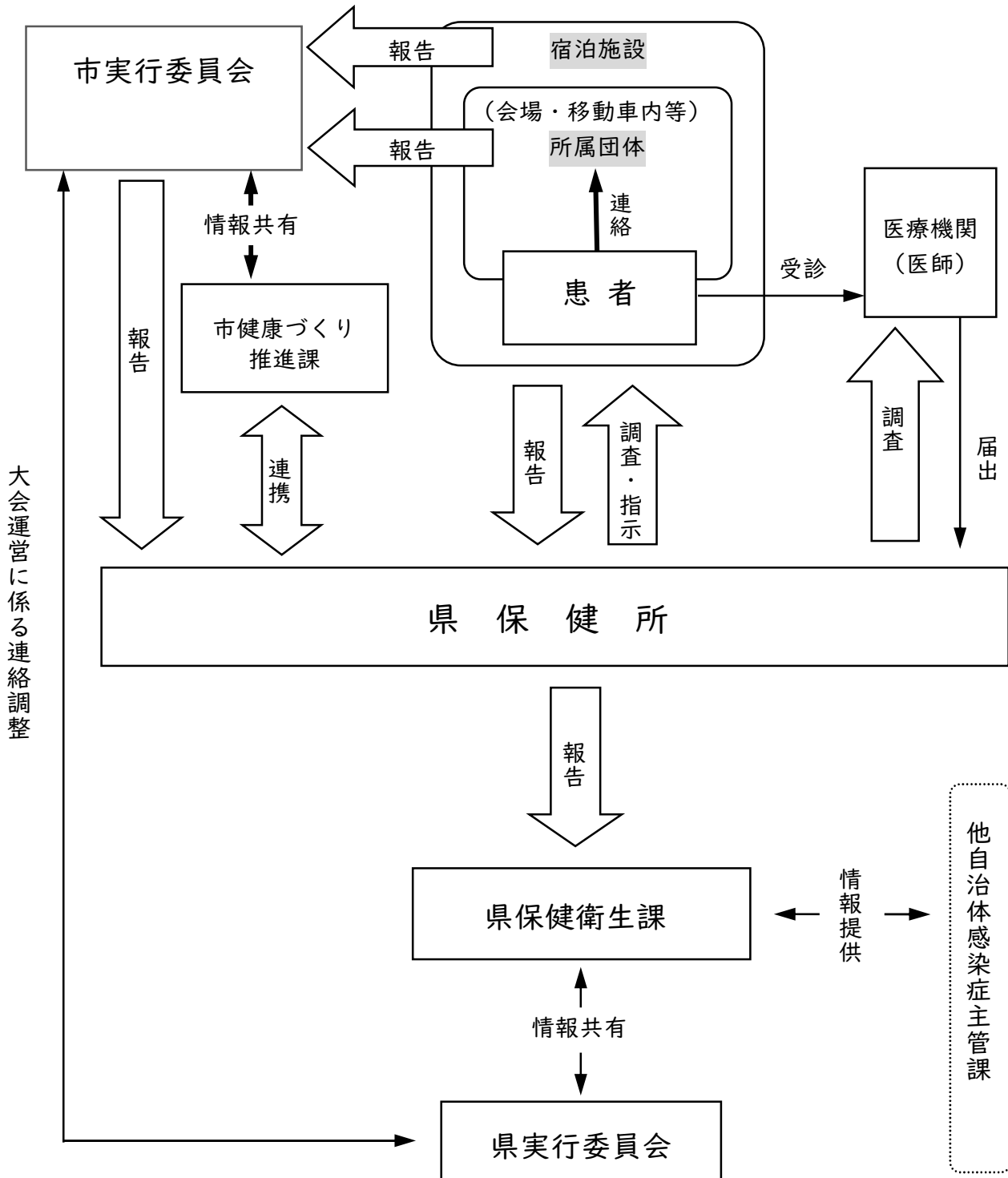
国スポの開催期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

(2) このマニュアルに定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者の発生した宿泊施設又は患者が所属する団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市食品衛生対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市食品衛生対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 弁当調製施設

選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「国スポ参加者」という。）が競技会場及び練習会場で喫食する弁当を調製する施設

イ 宿泊施設の調理施設

国スポ参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

ウ 仕出し料理調製施設

国スポ参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 臨時の食品営業施設

国スポの会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

オ 無料食品出店施設

国スポの会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

カ 弁当引換所

国スポの会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品衛生講習会等

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び保健所による、食品提供施設の関係者を受講対象とした講習会等の食品衛生に係る活動がある際は、積極的に協力する。

(3) 健康管理等

市実行委員会は、前号の活動等を通じ、食品提供施設の関係者に対し、対象事務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知する。

(4) 広報活動

市実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(5) 緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、県実行委員会及び保健所と緊密に連携し、国スポの期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒発生時の対応

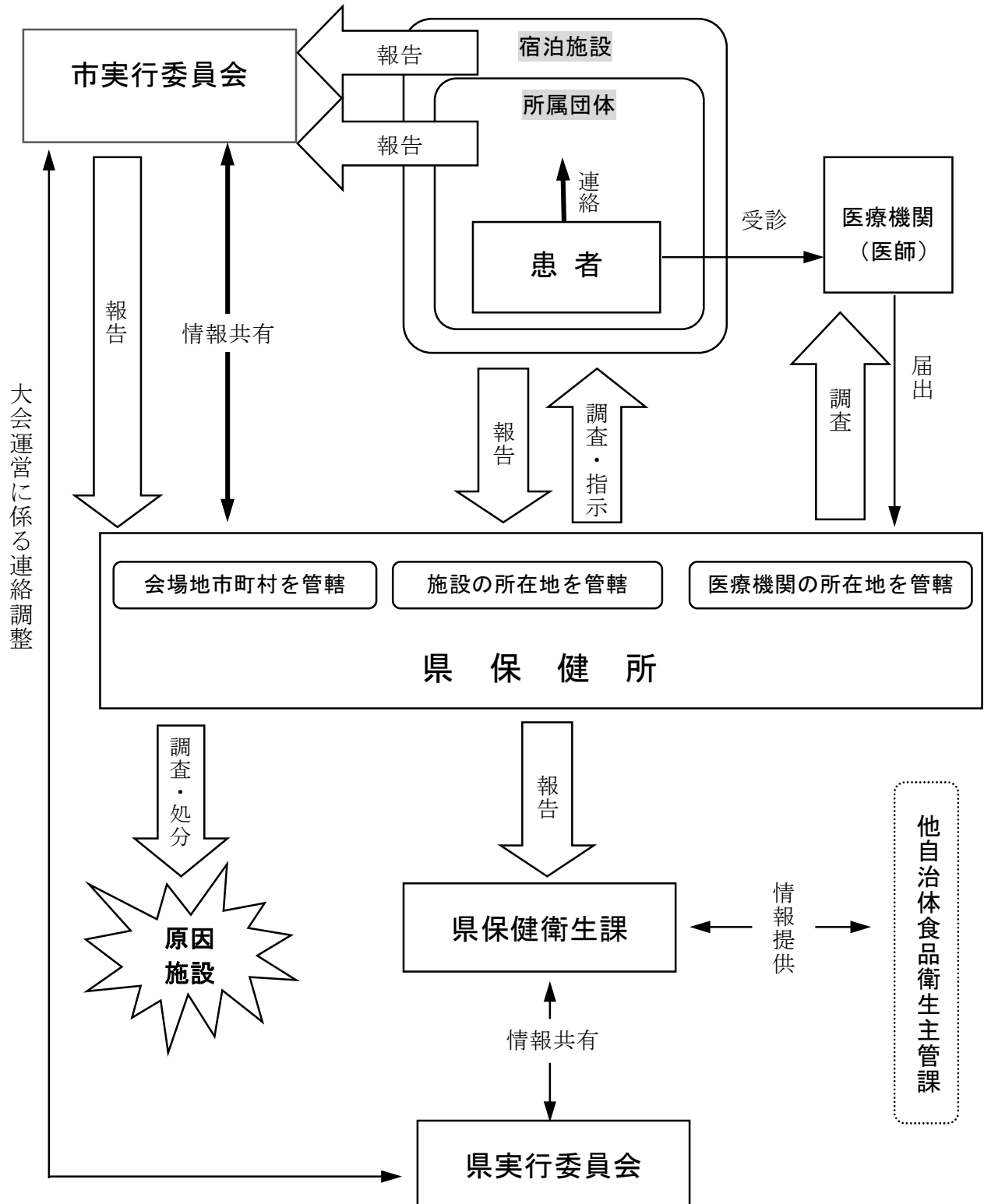
ア 市実行委員会及び食品提供施設は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があったときは、緊密に連携し、対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

3 その他

- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会における食品衛生対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者の発生した宿泊施設又は患者の所属する団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対し食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄保健所に連絡するように周知する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市環境衛生対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 競技会場等の環境美化

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等と連携するとともに、民間団体、地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- (1) 競技会場等には、必要に応じ資源物等の分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に設置する。
- (2) 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源物のリサイクルに努める。
- (3) 競技会場等の清掃は、規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- (4) 競技会場等の便所（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。
- (5) 救護所等において排出される物で、他者への感染症が起こる可能性のある廃棄物については、適正に処理する。
- (6) 広報紙、看板等により会場（周辺施設、練習会場を含む。）のごみの減量化、資源化及び環境美化への意識向上に努める。

3 道路、河川等の生活環境の美化

実行委員会は、関係機関、団体等と連携するとともに、民間団体、地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川等の生活環境の美化に努める。

- (1) ごみの不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を推進するため、地域住民へ環境美化に努めるよう周知する。
- (2) 必要に応じて広報紙、看板等により、ごみの減量化、資源化及び環境美化等の意識向上に努める。

4 宿舎の環境衛生対策

実行委員会は、関係機関が実施する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者が宿泊する宿舎を対象とした宿舎衛生関係の活動がある場合、積極的に協力する。

5 飲料水の衛生対策

- (1) 実行委員会は、関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿舎へ飲料水を提供する水道事業者への監視及び指導に協力する。
- (2) 事故発生時の給水体制
実行委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携

して、断減水時に対応するための給水体制の確立に努める。

6 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関、団体等と連携し、人の生命等に害を加える恐れのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

7 受動喫煙防止対策

会場の敷地内禁煙化に努めるため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポおつ市環境衛生対策要項第3項第8号で規定する喫煙所を除き、会場敷地内及び会場周辺における道路、駐車場及びその他公共の場所では喫煙しないように働きかける。

8 その他

- (1) 青の煌めきあおもり国スポおつ市開催競技別リハーサル大会における環境衛生対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長を持って充てる。
- 3 副委員長は、副会長を持って充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年9月13日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図

